

**令和 8 年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託
公募型プロポーザル実施（募集）要領**

1 事業の趣旨・目的

ふるさと納税の寄附等に係る業務の効率化を図るとともに、裾野市（以下、「本市」という。）の取り組みに共感、応援してくれる寄附者を増やし、ふるさと納税制度を活用した本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図るために必要な業務を委託する事業者（以下、「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式にて募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託企画提案基本仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、受託者決定から令和 8 年 8 月 31 日までは引継ぎ期間及びシステム等の準備期間とし、当該準備期間中は受託者の責任において引継ぎ準備を行い、費用等については受託者が負担するものとする。

3 ふるさと納税寄附金の実績及び想定

(1) 実績

過去 3 ヶ年の本市の実績は下表のとおり。

年度	寄附件数（件）	寄附金額（千円）
令和 5 年度	4,370	107,766
令和 6 年度	11,971	503,693
令和 7 年度（見込み値）	10,200	572,000

※返礼品提供事業者数は約 70 事業者（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) 想定

令和 8 年度は、寄附件数 8,000 件、寄附金額 250,000 千円を想定しているが、本プロポーザルによる優れた PR 等により寄附金額増加と経費縮減を目指している。

※令和 8 年度は、令和 7 年度の人気商品在庫数減による大幅な減少が見込まれる

4 業務委託料

業務委託料は次のとおりとする。

- (1) 基本委託料
寄附金額に対する一定割合とし、5%（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。ただし、ポータルサイトごとに設定することができる。
- (2) 返礼品調達費
実際に返礼品の調達にかかった費用。なお、寄附1件あたりの調達費は、梱包代等の諸経費並びに消費税及び地方消費税相当額を含む。
- (3) 返礼品配送料
実際に返礼品の発送にかかった費用。

5 参加資格

令和8年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
ただし、資格者名簿に未登録の者に対しては、必要書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、プロポーザルに参加することができる。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

- (8) 令和3年度以降、単年度で5億円以上の寄附金を受け入れた地方公共団体から、その年度において、返礼品の調達、配送管理業務を受注した実績が5件以上あること。
- (9) ふるさと寄附金業務受託の実績年数が3年以上あること。

6 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地

裾野市役所 市長戦略部産業・イノベーション推進課

電話 055-995-1826 F A X 055-993-3607

メールアドレス susonofurusato@city.susono.shizuoka.jp

- (2) 実施（募集）要領等の配布

ア 配布期間 令和8年4月27日から令和8年5月15日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 配布場所及び受付場所

(1) の担当部署で配布するほか、裾野市公式ウェブサイトの「令和8年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託に係るプロポーザルの実施について (<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/furusatonouzei/21652.html>)」からダウンロードすることができる。

- (3) 参加表明書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年4月27日から令和8年5月15日まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提案書提出者選定通知 令和8年5月20日

- (4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年5月20日から令和8年5月25日まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

7 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和8年4月27日から令和8年5月8日午後5時必着

- (2) 質疑方法 持参、郵便、F A X又は電子メールにより、6の(1)記載の部署に提出すること。

- (3) 質疑様式等 様式任意。ただし、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「(業務名)に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日時 令和8年5月11日 午後1時
- (5) 回答方法 質問への回答は裾野市公式ウェブサイトの「令和8年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託に係るプロポーザルの実施について (<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/furusatonouzei/21652.html>)」に掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

8 参加表明書類

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書(様式1)
 - イ 共同企業体で参加の場合
 - (ア) 共同企業体届出書兼委任状(様式3)
 - (イ) 共同企業体協定書
 - ウ 裾野市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合
 - (ア) 使用印鑑届(様式4)
 - (イ) 法人登記簿謄本(1部) ※発行日から3か月以内のものでコピーを可とする。
 - (ウ) 財務諸表(写)(直前の事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」)
 - (エ) 納税証明書その3の3(写)(法人のみ)
 - エ 提案事業者が任意団体の場合は団体の規約及び役員一覧
 - オ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマークを認証取得している証書の写し

9 企画提案書類

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書(様式2)
 - イ 参考見積書
- (2) 企画提案書の作成方法
- 「令和8年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託企画提案基本仕様書」に基づき作成するものとする。ただし、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

10 提出された応募書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成 28 年裾野市条例第 8 号）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙「情報公開基準」のとおりとする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

11 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「令和 8 年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託 公募型プロポーザル評価基準書」のとおり

(2) 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の日時

ア 日時 令和 8 年 5 月 29 日 ※時間は別途通知

イ 場所 裾野市役所地下会議室

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの方法

ア 1 社につき 30 分（説明 15 分、質疑 15 分）を目安に実施する。

イ 参加人数は 3 名以内とする。

エ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に 6 の(1)の担当部署に連絡し、本市が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用すること。なお、パソコンは提案者が用意するものとする。

(4) 評価方法

選定委員会にて、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(5) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、(3)の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、総合点が 90 点未満の場合は、候補者として選定しない。最高得点者が複数いた場合はくじ引きにより決定する。

(6) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超えているとき。

12 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市公式ウェブサイトの「令和8年度裾野市ふるさと納税寄附受付・返礼品発送等業務委託に係るプロポーザルの実施について (<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/3/syougai/furusatonouzei/21652.html>)」において公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

13 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。
- (2) 受託者は契約代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約にあわせ納付しなければならない。ただし、裾野市契約規則第30条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (3) 契約代金額の支払は、精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

14 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 企画提案書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (4) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、参加表明者の負担とする。

- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。